

2020年11月27日

厚生労働省 年金局
企業年金・個人年金課 御中

一般社団法人 信託協会
年金専門委員会

「国民年金基金規則等の一部を改正する省令案」に対する意見について

2020年10月31日付で意見募集のあった「国民年金基金規則等の一部を改正する省令案に関する御意見募集（パブリックコメント）について」に対する意見を別紙のとおり取りまとめ提出しますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

「国民年金基金規則等の一部を改正する省令案」に対する意見

	内 容
(1)	<p>パブリックコメントの2. 改正の内容(1)に「機構保存本人確認情報の提供を受けた場合は、本人からの戸籍抄本等の提出を不要とする」とありますが、企業年金・個人年金制度を利用する者の手続の負担軽減を図るため、これらの手続について簡素化を図るとの今般の改正趣旨を踏まえ、「機構保存本人確認情報の提供を受けた場合」の他にマイナンバー法等の他の法律による本人確認の方法に準じ、「写真付きの以下の書類（郵送の場合はコピー）の提供を受けた場合」を加えていただけないでしょうか。また、加えることが可能な書類があった場合には、省令等に明記いただけないでしょうか。</p> <p>例) 個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住証明書 等</p>
(2)	<p>確定給付企業年金法施行規則第33条において「裁定請求は、生年月日に関する市町村長の証明書等を添付して事業主に提出する」とありますが、企業年金・個人年金制度を利用する者の手続の負担軽減を図るため、これらの手続について簡素化を図るとの今般の改正趣旨を踏まえ、裁定請求より前に、事業主（規約型においては事業主、基金型においては実施事業所の事業主）において、当該証明書にて生年月日を確認している場合は、裁定請求時における書類添付の省略を可能とすることをご検討いただけないでしょうか。</p>
(3)	<p>確定給付企業年金法施行規則第33条第3項（遺族給付金の給付の裁定の請求）では、裁定請求の際の添付書類として「死亡した給付対象者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本、その他当該事実を証する書類」を求めています。</p> <p>企業年金・個人年金制度を利用する者の手続の負担軽減を図るため、これらの手続について簡素化を図るとの今般の改正趣旨を踏まえ、遺族給付金の裁定請求に関しても、機構保存本人確認情報の活用により生存確認に関する情報提供を受けることで、遺族からの戸籍の抄本等の提出を省略可能とすること等についても、あわせて検討いただけないでしょうか。</p>
(4)	<p>パブリックコメント上の2. 改正の内容(1)に、戸籍抄本等の提出に代えて、「地方公共団体情報システム機構から生年月日情報が含まれる機構保存本人確認情報の提供を受けた場合は、本人からの戸籍抄本等の提出を不要とする」旨が規定されていましたが、企業年金・個人年金制度を利用する者の手続の負担軽減を図るため、これらの手続について簡素化を図るとの今般の改正趣旨を踏まえ、機構保存本人確認情報に限定するのではなく実施事業所から厚生年金保険の被保険者証等を受領すること等が可能であれば、本人からの戸籍抄本等の提出を不要とすることもご検討いただけないでしょうか。</p>
(5)	<p>企業年金・個人年金制度を利用する者の手続の負担軽減を図るため、これらの手続について簡素化を図るとの今般の改正趣旨を踏まえ、機構保存本人確認情報に加え、日本年金機構の住所情報照会等のデータについても、生年月日を証するデータとして対応可能としていただけないでしょうか。</p>

以 上